

2026年1月23日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
選挙管理会 御中

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
正員 JQ3JLC 實重 隆宏

社員選挙告示に係る異議申し立て

JARL NEWS 2026冬号に掲載された本年2月2日付選挙告示（以下、本告示）を確認しました。これに関して以下の事項について以下のとおり異議を申し立てます。

1 異議申立事項及び異議申立の趣旨

- ・規則第22条第1項(1)-アの社員選挙への立候補に3年以上の正員歴を要求する規定及び規則第23条第1号の社員選挙への立候補に3人以上の正員の推薦を要求する規定は定款に反しており、無効であること。
- ・この規定に基づいてなされた、本告示のうち社員選挙において立候補に正員歴と推薦人を要求する内容は不当であること。

よって、告示の内容を修正し、立候補に正員歴及び推薦人を求めるないように求める。

2 異議申立の理由

- (1) 規則第22条第1項(1)-アの社員選挙への立候補に3年以上の正員歴を要求する規定及び規則第23条第1号の社員選挙への立候補に3人以上の正員の推薦を要求する規定は定款に反しており、無効であることについて

定款は、一般社団法人における根本規約であり、国家で言うところの憲法のようなものです。定款に反する業務執行は許されないばかりか、定款に反する内容の法人内規則は無効です。日本アマチュア無線連盟の規則は定款の下位規程であり、定款を施行するために必要な大綱を定めることとされており、その改廃は理事会決議や社員総会の普通決議で行われます。

規則は、定款の内容を施行するための大綱であるという性質上、その内容は定款を施行するための技術的細目を定めるものであるべきであり、別途定款の委任のない限りは、定款で定められた権利をさらに制限し、義務を加重することは許されないというべきです。

定款第18条第3項では、正員に社員選挙への立候補ができる旨規定しており、正員であるほかには何らの条件も課しておりません。これは、正員に別段の条件なく被選挙権を認めた規定というべきです。定款第68条では、社員選挙以外の選挙に関する選挙権及び被選挙権については社員総会の決議を経て定めるとされていますが、社員

選挙に関してはこの限りではありません。また、定款第 69 条では、この定款に定めるもののほか運営に必要な規則等を理事会の決議を経て定めることができると規定されておりますから、定款に明示的に定められている内容について、その内容を変更する権限はないことになります。

規則は社員総会決議及び理事会決議により制定されたものですから、いわば社員選挙の被選挙権について決定する権限のない機関である社員総会及び理事会によって、社員選挙の被選挙権を定款の内容から制限する決定がされていることになります。

仮に、社員総会で規約の内容を上書きするような決定を行うのであれば、定款の改正手続きによるか、これと同等の特別決議によるべきですが、そのような議決がされた事実はありません。

これは、定款の委任に反し、「定款の内容を施行するための大綱」という範囲を超えた定款の内容に反する規則が制定され、これにより定款により保障された被選挙権に制限が加わっていることになります。これらの社員選挙被選挙権制限規定は定款違反を理由に無効であるというべきです。

(2) この社員選挙被選挙権制限規定に基づいてなされた、本告示のうち社員選挙において立候補に正員歴と推薦人を要求する内容は不当であることについて

前項の通り、規則の規定のうち社員選挙において立候補に正員歴と推薦人を要求する規定は無効ですから、本告示のうち社員選挙において立候補に正員歴と推薦人を要求する部分も、無効な規則を根拠に告示された内容ですから、同じく無効と解されます。

(3) 立候補制限規定により立候補の自由が侵害されていること。

私は、社員選挙の立候補の意思を有していますが、これらの立候補制限規定により、きたる社員選挙への立候補が阻まれています。

3 結語

以上により、告示の内容を修正し、立候補に正員歴及び推薦人を求めるように求めます。

なお、告示が修正されなかった場合でも私は立候補届を提出する予定ですが、これが正員歴と推薦人を欠いていることを理由として不受理とすることがあれば、選挙の結果に重大な影響を及ぼす手続き上の瑕疵であるというべきであることから、選挙無効（当選者の当選無効）も含めて争う予定であることも申し添えます。

以上